

平成 20 年度与謝野町定期監査報告書

平成 21 年 1 月

与謝野町監査委員

20 与監第 66 号
平成 21 年 1 月 15 日

与謝野町長 太 田 貴 美 様

与謝野町監査委員 足 立 正 人

与謝野町監査委員 廣 野 安 樹

平成 20 年度定期監査報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、この結果報告書を同法第 9 条の規定により提出します。

平成 20 年度定期監査報告書

第 1 監査の概要

1. 監査の種類 定期監査
3. 監査の実施日 平成 20 年 11 月 18 日 (火)
4. 監査の主眼及び方法
財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営にかかる事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、書類審査及びヒアリングを行った。

第 2 監査対象の概要と監査結果

1. 監査の対象
 - 税務課 町税不納欠損の処分について
 - 下水道課 下水道未接続状況について
 - 総務課 自治組織支援事業について
区長報償・自治振興委託料・自治会活動保険補助金
 - 商工観光課 クアハウス岩滝の管理状況について
 - 現地調査 クアハウス岩滝
2. 監査の範囲 平成 19 年度財務に関する事務及び事業

3. 監査の結果

監査の結果は、概ね良好であると認められたが、次の事項については、特に配慮が必要である。

・ 税務課 町税不納欠損の処分について

平成 19 年度の決算時点において、不納欠損処分をする一連の書類等が不十分のまま町長決裁に付されて行われていた。この点を決算審査で指摘し、改善を求めた。

今回、その後の数件の同書類を見るに、細かい訪問記録や追跡調査の経過が整えられており、第三者的に見ても「不納欠損処分止むなし」との判断が出来る形となっており、大きく改善されたと評価する。今後も町民が納得いくように手続きされたい。

・ 下水道課 下水道未接続状況について

下水道の供用開始後、各家庭が速やかにこれに接続し排水処理を行うことはその投資効果を高め、管理運営経費の捻出、阿蘇海の浄化等、全ての面で望まれる形と考えるが、法的期間 3 年を過ぎても未着手の家庭が非常に多い。

町としては、この追跡調査を綿密に行い、依頼し或いは勧告等の手法を講ずる必要がある。

事業課の状況を聞くに、度々の指摘にも係らずこのリストさえ十分に掌握できておらず、その対応が遅い。

又、合併協議において下水道分担金の猶予・減免の見直しが行われ、新たに分担金を支払う必要が生じたものがある筈だが、この周知が未だされていない。この対応についても早急にすべきである。

・ 総務課 自治組織支援事業について

区長報償・自治振興委託料・自治会活動保険補助金

自治組織支援等、特に問題はない。

ただ、区長報酬の支払いの際、源泉徴収を行い個人の所得としたもの

を、一旦全額を区会計に支出されているケースが見られる。これらの扱いについて問題がないか調査されたい。

又、町民対象の保険について、等しく補償を受けられるよう検討されたい。

- ・ 商工観光課 クアハウス岩滝の管理状況について
- ・ 現地調査 クアハウス岩滝

クアハウス岩滝の利用者が減少傾向にある中、職員・関係者がその売り込み等に努力している姿勢が伺える。

ただ、本来の目的を見失うことなく、町民の健康増進・介護予防等に向けてもっと工夫すべきと考える。